

ケヤキッサアサガヤ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ケヤキッサアサガヤ と称する。

(所在地)

第2条 本会は、本拠を東京都杉並区阿佐ヶ谷北2-26-24におく。

(目的)

第3条 本会は、阿佐ヶ谷の「中杉通りのけやき並木」を中心とした地区の、地域活性化を図ることを目的に活動する。

内容としては、“けやき並木をプロデュース”し、けやき並木を観光地化する事により、そこに点在する商店、および商店街、地域の活性化への手助けをする。また、地域での文化連携や文化発信につとめ、「地域文化交流の拠点づくり」をめざす。

具体的な活動としては以下のものを行う。

- (1) 落語・写真を中心とした地域文化交流イベントの企画・運営
- (2) 新しい名物を創出するための情報収集、分析、イベント等の企画・運営
- (3) 商店情報等地域情報の紹介、発信
- (4) これらの交流を浸透・増進させるための拠点づくり、情報発信・啓蒙

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 阿佐ヶ谷の北側に街の活性化の拠点として「大衆芸能の定席」を作るための寄席の開催：年3回不定期に開催
- (2) けやき並木を身近に感じ、地域連携の中心として考えるための「けやき並木お掃除隊」
- (3) 地域個人商店の連携と応援のためのフリーペーパー「ケヤキッサ通信」の発行
- (4) 阿佐ヶ谷グッズの制作：阿佐ヶ谷ポストカード等地域グッズの制作、販売
- (6) 阿佐ヶ谷を愛する人々の応援が出来るようなイベントを企画、実現化する。
- (7) その他、地域活性化、地域の名物創出、伝播等にかかわる活動およびその支援

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会の承認を受けた個人・法人・団体とする。

(会員の権利と義務)

第6条 会員は、本会の目的に関連する事業についての広告、パンフレット、催事等において、本会の会員であることを示すことができる。

2 会員は、本会の活動に積極的に参加するよう努力する。

(入退会)

第7条 本会へ入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事会に書面又は電磁的方法により申し込み、その承認を受けなければならない。

2 本会を退会しようとする者は、理事会に書面又は電磁的方法によりその旨を届け出なければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 本会は入会金の返還義務を負わない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会は当該会員を除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

第3章 総会

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 総会は、定期総会を年1回開催するほか、理事会の決議に基づき理事長が必要と認めるときに開催する。
- 3 総会の招集は書面又は電磁的方法によって行う。

- 4 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席をもって成立する。
- 5 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。
- 7 総会の決議は、会員の議決権（欠席した会員の委任状を含む）の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総会は、本会の解散を議決するほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 理事の選任および解任
 - (2) 各会計年度の決算報告
 - (3) その他理事会において総会に付議した事項
- 9 第7項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 本会の解散

第4章 役員

(役員)

- 第12条 本会に、役員として理事を置く。
 - 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から1名を選任する。
 - 3 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 4 副理事長は、理事会の決議によって理事の中から若干名を選任する。
 - 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在時においてその職務を代行する。

第5章 理事会等

(理事会)

- 第13条 本会に、理事会を置く。
 - 2 理事会は、理事をもって構成する。ただし理事長が陪席を認めたものは陪席できる。
 - 3 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。
 - 4 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の総数の3分の1以上から招集の請求があったときに開催する。
 - 5 理事会は、必要に応じて、書面または電磁的方法による開催とすることができる。
 - 6 理事会の決議は、理事の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
 - 7 理事会は、本会への入会申込みを承認するほか、次の職務を行う。
 - (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事長の選定および解職

- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会員の除名処分決定
- (5) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (6) 総会の日時、場所および議事に付すべき事項の決定
- (7) その他理事長が必要と認めた事項についての議決

(プロジェクト)

第14条 本会は、本会の事業運営上必要があるときは、理事会の議決によりプロジェクトを設置することができる。

- 2 プロジェクトは、それらの目的に対して意欲ある会員の実務責任者等から構成される。
- 3 プロジェクトの責任者は、理事会が指名し、プロジェクトの構成員及び運営に必要な事項については、責任者が定めるところによる。

(庶務)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し庶務を行うものとする。

- 2 事務局長および重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(業務の委託等)

第16条 理事会は、前条に定める業務の全部又は一部を、第三者に委託し又は請け負わせて執行することができる。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、通常4月1日から3月31日までとする。

第7章 雑則

第18条 本規約に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

第19条 本会が解散の際有する残余財産は、総会の決議を経て選任された団体に譲渡することとする。

附則

第1条 本規約は、平成18年7月1日から施行する。

2 設立総会に出席し、本規約を承認した者は、本会の会員になったものとする。

3 設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 佐藤 睦美

理事 今泉 リリ子

理事 佐藤 淳

4 第8条に定める入会金は次の通りとする。

入会金 0円